議案第23号

三田市下水道条例及び三田市生活排水処理施設条例の一部を改正する 条例の制定について

三田市下水道条例及び三田市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市下水道条例及び三田市生活排水処理施設条例の一部を改正する 条例

(三田市下水道条例の一部改正)

第1条 三田市下水道条例(昭和60年三田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項表以外の部分中「超過使用料」を「従量使用料」に改め、同項の表を次のように改める。

| 区分 | 基本使用料 | | 従量使用料 (1立方メートルにつき | ;) |
|-----------------------------|--------|-----|-------------------|------|
| 一般汚水 | 820円 | 第1段 | 10立方メートルまで | 25円 |
| (公衆浴 | | 第2段 | 10立方メートルを超え | 100円 |
| 場の営業 | | | 20立方メートルまで | |
| に伴う汚 | | 第3段 | 20立方メートルを超え | 110円 |
| 水以外の | | | 30立方メートルまで | |
| 汚水) | | 第4段 | 30立方メートルを超え | 130円 |
| | | | 50立方メートルまで | |
| | | 第5段 | 50立方メートルを超え | 150円 |
| | | | 100立方メートルまで | |
| | | 第6段 | 100立方メートルを超え | 185円 |
| | | | 200立方メートルまで | |
| | | 第7段 | 200立方メートルを超え | 210円 |
| | | | 500立方メートルまで | |
| | | 第8段 | 500立方メートルを超え | 225円 |
| | | | 1,000立方メートルまで | |
| | | 第9段 | 1,000立方メートルを超えるもの | 240円 |
| 公衆浴場100立方メート100立方メートルを超えるもの | | | | 15円 |
| 汚水 | ルまで | | | |
| | 1,500円 | | | |

第15条第4項第1号中「基本使用料」を「使用料の額」に改め、同条に次の

- 1項を加える。
- 5 市長は、下水道事業の運営に関する動向、社会経済情勢の変化等を勘案し、 概ね5年ごとに使用料体系について検証し、その結果必要な措置を講ずるもの とする。

(三田市生活排水処理施設条例の一部改正)

第2条 三田市生活排水処理施設条例(平成8年三田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「超過使用料」を「従量使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、生活排水処理事業の運営に関する動向、社会経済情勢の変化等を勘案し、概ね5年ごとに使用料体系について検証し、その結果必要な措置を講ずるものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第18条関係)

(1月につき)

| 基本使用料 | | 従量使用料(1立方メートルにつ | き) |
|-------|-----|-----------------|------|
| 820円 | 第1段 | 10立方メートルまで | 25円 |
| | 第2段 | 10立方メートルを超え | 100円 |
| | | 20立方メートルまで | |
| | 第3段 | 20立方メートルを超え | 110円 |
| | | 30立方メートルまで | |
| | 第4段 | 30立方メートルを超え | 130円 |
| | | 50立方メートルまで | |
| | 第5段 | 50立方メートルを超え | 150円 |
| | | 100立方メートルまで | |
| | 第6段 | 100立方メートルを超え | 185円 |
| | | 200立方メートルまで | |
| | 第7段 | 200立方メートルを超え | 210円 |
| | | 500立方メートルまで | |
| | 第8段 | 500立方メートルを超え | 225円 |
| | | 1,000立方メートルまで | |
| | | | |

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の三田市下水道条例第15条第1項及び三田市生活排水 処理施設条例第18条第1項の規定は、施行日以後を始期とする使用期間に係る 使用料について適用し、施行日前を始期とする使用期間に係る使用料については、 なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して公共下水道又は生活排水処理 施設を使用する者であって、その使用に際して水道水以外の水を使用した者の施 行日を始期とする使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。